

徳島市行政不服審査会答申

(徳行不審答申第4号)

平成31年3月18日

徳行不審答申第4号
平成31年3月18日

審査庁
徳島市長 遠藤 彰良 殿

徳島市行政不服審査会
会長 豊永 寛二

行政不服審査法第43条の規定に基づく諮問について（答申）

平成30年8月31日付け行財発第44号により徳島市長から諮問のありました生活保護法の費用徴収決定処分に関する審査請求の件について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

徳島市保健福祉部福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）の費用徴収決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）に関し、本件審査請求を棄却するとの審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案概要

- 1 本件は、処分庁が行った本件処分に対し、本件処分が一事不再理の原則に反していること及び当該処分の原因となる経済的援助を受けていないことを理由として、本件処分の取消しを求めて本件審査請求をしたものである。
- 2 審査庁から提出された審理員意見書及び事件記録の写し、当審査会における審査請求人の口頭意見陳述並びに審査請求人が提出した書類から、以下の事実が認められる。
 - (1) 審査請求人は、平成20年1月15日から生活保護を受給していた。平成26年4月1日から指導指示違反により一時的に生活保護を廃止されていたが、同年5月20日から再び生活保護を受給し始めた。
 - (2) 平成26年8月21日、処分庁は、審査請求人に対し法第78条に基づく費用徴収決定処分（以下「前回処分」という。）を行った。その内容は、理由として「その他の収入」とのみ記載され、85万5000円の返還を求めるものであった。
 - (3) 平成26年10月15日、審査請求人は、前回処分に不服があるとして、その処分の取消しを求める審査請求（以下「前回審査請求」という。）を審査庁である徳島市長に対して行った。
 - (4) 平成26年12月26日、審査庁は、前回審査請求について、返還を求める金額

85万5000円の内訳を明らかにしておらず、行政手続法（平成5年法律第88号）に定める処分の理由の提示が不十分であることを理由として前回処分を取り消す旨の裁決（以下「前回裁決」という。）をした。

- (5) 平成29年12月23日、処分庁は、前回処分と同一の法及び事実に基づき、甥からの経済的援助（自動車税、車検代）の無申告を理由とし、15万1000円の徴収を内容とする本件処分を行った。
- (6) 平成30年2月22日、審査請求人は、本件処分に不服があるとし、本件請求を行った。
- (7) 平成30年8月14日、審理員は、審理員意見書を審査庁に提出した。
- (8) 平成30年8月31日、審査庁は、当審査会に諮問を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

- 1 本件に係る事案は、前回裁決により、既に決着がついており、再び処分をすることは、一事不再理の原則に反するものである。
- 2 平成25年に経済的援助を甥から受けていた事実はない。車検代は現在も分割して支払っている。

第4 処分庁の主張の要旨

- 1 本件処分は、一事不再理の原則に該当しない。また、前回裁決において、行政手続法に定める処分の理由の提示が不十分であったことを理由として前回処分は取り消されたが、生活保護法第78条による費用徴収決定処分をすることについては違法又は不当となる点はないと判断されている。
- 2 平成20年1月15日に生活保護申請時に所有していた自動車の名義を同月25日に故意に変更し、所有を隠匿しており、以降平成25年まで甥から自動車税及び車検代を経済的援助として受けていた。

第5 裁決についての審査庁の判断

本件審査請求を棄却すべきとし、その理由を審理員意見書の第3の理由のとおりとしている。

第6 審査会の判断

- 1 当審査会の判断理由は、審理員意見書の第3の理由と同旨であり、その詳細は次のとおりである。
- 2 再処分の適法性について
 - (1) 本件処分については、処分庁の弁明書及び平成29年12月21日付け生活保護法第78条費用徴収決定通知書（以下「本件処分通知」という。）その他の関係書類に

において、同一の原因事実に基づき同一内容の処分を行う、いわゆる再処分であることは明確にされていないが、弁明書の記載等から、前回処分と同一の原因事実に基づくものと認められる。

また、平成26年5月20日付け申出書の記載のうち、税金5万1000円と車検10万円の平成25年度分の合計が本件処分額と一致することから、前回処分額85万5000円のうち平成25年度分の15万1000円について、同一内容の処分をしたものと考えられる。

よって本件は再処分であって、行政不服審査法第52条第1項の規定により前回裁決と本件処分の間に拘束力が発生するといえる。

- (2) この点につき、前回裁決は「費用返還決定をすることについては、違法または不当となる点はない」と認定・判断しつつ、処分の理由の提示が不十分であるとして前回処分を取り消しているところ、本件処分は、前回裁決の取消理由となった理由の提示について、法的根拠及び事実並びに適用関係を更正し提示したことが本件処分通知により認められる。

これは前回裁決の認定事実を元に手続的違法を解消して本件処分を行ったものといえ、前回裁決の拘束力に反しておらず、再処分の適法性については本件処分に問題はないといえる。

3 審査請求人への経済的援助の有無について

- (1) 審査請求人は、反論書及び審理員審理での口頭意見陳述並びに当審査会での口頭意見陳述において、処分庁が認定した「甥からの経済的援助」はなかったと主張し、平成31年1月30日付け及び同年2月8日付けの領収確認書をそれぞれ提出している。

また、処分庁の証拠資料としては、平成26年5月20日付け申出書及び平成26年4月11日付けケース記録票が挙げられる。

- (2) この点につき、前回裁決では要件事実としての経済的援助を認定しており、その判断には拘束力が働くが、拘束力は関係行政庁を拘束するのであって、当審査会を拘束するものではないため、念のため改めて判断する。

- (3) 審査請求人は当審査会での口頭意見陳述その他の関係資料において、当時車を運転していたこと、(1)の申出書の署名は自署であることは認めているものの、その反論として、経済的援助は受け取っていない、署名当時はパニックであった等主張し、経済的援助の対象とされたもののうち、平成25年の車検代については現在も分割払いをしているとして、(1)の各領収確認書を提出している。

しかしながら、これら領収確認書は、審査請求人が口頭意見陳述において存在すると主張したような毎回の分割払いの領収書ではなく、当審査会の求めに応じ、新たに作成した確認書にすぎない。このような事情をあわせ考えると、2通の領収確認書をもってしても、処分庁の認定の元となった申出書やケース記録票の信用性を

覆すに足りるものではなく、処分庁の前回処分時の認定には未だ合理的理由があると言わざるを得ず、審査請求人の主張は採用できない。

第7 結論

以上より、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第8 付記

本件処分のように、前回裁決において理由の提示の不備を理由に取り消された後に、前回裁決時の事実を前提に、その理由を更正して再処分をすることが許されるのは述べたとおりであるが、前回裁決後から再処分までの期間が空けば、処分の名宛人の法的地位が不安定になることから、速やかな再処分が要請されることは言うまでもない。

処分庁においては、今後このような事の起こらぬよう、厳に注意して速やかな事務の執行をすることを望むものである。

以 上

《参考1》

審議指名委員

会 長	豊永 寛二
委 員	喜多條 高資
委 員	近藤 真紀

《参考2》

審査会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成30年8月31日	審査庁から諮問書及び事件記録等の写しを受理した。
平成31年1月25日 (30年度第2回審査会)	口頭意見陳述を行った。 諮問の審議を行った。
平成31年2月20日 (30年度第4回審査会)	諮問の審議を行った。 答申案の検討を行った。
平成31年3月18日 (30年度第7回審査会)	答申案の検討を行った。